

【議事録】概要

会議名	芦屋港活性化推進委員会（第6回）	会場	芦屋町役場 31 会議室			
日時	平成 30 年 2 月 19 日（月） 19:00～20:37					
件名・議題	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>（1）芦屋港プレジャーボート係留施設専門分科会の中間報告</p> <p>（2）芦屋港利用事業者ヒアリングの結果</p> <p>（3）芦屋港活性化推進事業における課題の整理</p> <p>（4）導入機能の整理</p> <p>3 その他</p>					
	会 長	内 田 晃	出	副会長	小 島 治幸	出
		辻本 一夫	出		林 知幸	出
		松上 宏幸	出		中西 隆雄	欠
		松岡 泉	出		河村 拓磨	出
		川上 誠一	出		重岡 裕馬	出
		國田 淳	出		信安 一宏	出
		野瀬 孝行	代		北 陽一	出
		須貝 秀樹	代		後藤 了輔	出
		牟田口 徹	出		小田 昭裕	出
		山田 寛	出		須河内 美紀	出
合意・決定事項	<p>○芦屋港及び芦屋町の活性化のために、レジャー港化の将来像を描いていく。</p> <p>○漁港を除いた全てのエリアをレジャー化する。</p> <p>○レジャー港化の過程においては、物流機能との共存も図りながら、スピードアップし実施できる部分から段階的に進めていく。</p>					

平成 29 年度芦屋港活性化推進委員会（第 6 回）議事録

1 開 会

- 芦屋町議会民生文教委員会委員長の変更に伴い、芦屋町議会選出の貝掛委員に替わり松岡泉委員が就任されたことの報告。（事務局）

2 議 事

（1）芦屋港プレジャーボート係留施設専門分科会の中間報告

- 資料 1 に基づき事務局（芦屋町）より説明。小島 PB 専門分科会会長からの補足なし。
- 委員長の指摘により、関連する資料 2 についても事務局（芦屋町）より説明。

【質疑応答】

[委 員]

- 以前頂いた資料では、暫定案で係留できるのが 135 隻。将来案で 250 隻ほどになっていたと思うが、今回は、暫定案で 199 隻になったということか。
- ⇒27 年度の暫定案、将来案というところはベースではなく、あくまでも新たに整備した場合である。（事務局）

[委 員]

- それは物流がそのまま残っているというのが前提なのか。（委員）
- ⇒現状としては砂事業者が中央を使っているため、西側のエリアを先行的にやっ払いと検討している。係留可能な隻数は、水上保管と陸上保管という 2 つのパターンを組み合わせている。水上は数が限られてくるので、足りない部分を陸上で保管する考え方。（事務局）

[委 員]

- 陸上でほしい 70 隻くらい置こうという考えか。（委員）
- ⇒具体的にはこれからになるので、いろんなシミュレーションの中で数は変わってくると思う。現状としては西側のエリアを使うことと、水上と陸上で保管という事で理解いただきたい。（事務局）

[委 員]

- 今回、199 隻とか 160 隻という数値は、何を根拠にして考えられたのか。（委員）
- ⇒現在、遠賀川流域に不法係留されている船の数を、遠賀川河川事務所から情報提供いただき、分科会の中では大体 160 隻くらいは、3 年後にまだ不法係留船が残っているのではないかと予測。それに対し、所有者アンケートを実施し意向を確認したうえで予測している。またそれにプラスして別の圏域から新たに希望が出るというものを、周辺施設や県外の類似施設の状況から、いくつかのパターンで検討し、最大になるパターンが約 200 隻になったという状態。（事務局）

[委 員]

○理解できたが、ここをしっかりと担保しないと、利用料金については今後運営する事業者との話し合いをしながら決まっていくだろうが、それによって収支が出てくるので、ここが大幅にぶれると当然収支が大きく狂ってくる。この点は十分に確かな数字を出していただきたいと考える。

[委 員]

○不法係留が来るから 160 隻だ 199 隻だという話ではなくて、これだけの面積があるから 199 隻係留できます。利用料と経費を合わせたところで損益分岐は 160 隻になりましたといものではないのか。

⇒現状のスペース、キャパシティから 199 隻が決まったわけではない。199 隻というのはあくまで来る可能性がある船がどれだけあるのかということ。その上で、水上部分に何隻、陸上部分にどのくらいのスペースがあれば、199 隻収まるのかという配置を今後詰めていこうとしているところ。(事務局)

[委 員]

○どうやって 160 隻の損益分岐点というのが出てきたのか。

⇒予測で使った料金というのは付近の係留施設、例えば脇田フィッシャリーナや津屋崎などの料金を参考にしたうえで 160 隻という分岐点になった。(事務局)

[委 員]

○支出も同じように他のところを参考に支出を決め、160 隻の経費はこれだけ入るから損益分岐点は 160 隻ということによいのか。

⇒そのとおり。(事務局)

[委 員]

○逆に 160 隻ないと赤字になるということか。

⇒そのとおり。ただ、料金というのは最終的に分科会や委員会の場で決めるのではなく、管理者が最終的な料金は算定する。分科会の中では仮に周辺施設と同じ位の料金で試算した場合は、160 隻が損益分岐となったもので、160 隻を切った場合は赤字という結果になったところである。(事務局)

[委 員]

○最大値 199 隻ないと絶対だめという話なのか。それとも、100 隻なら 100 隻なりの損益分岐があるということか。

⇒県がこういう分科会を経て、係留施設に実際に取り組んでいこうという考えがあるが、その時の設計の参考にさせてもらおうと思っている。最大 199 隻とか、損益の 160 隻だったら料金はどうかというのは参考程度にみさせてもらっているが、例えば 100 隻だったら、100 隻の損益分岐点があるのかというと、そういうわけではない。今の周辺の施設と同じような料金を徴収するのであれば赤字になってしまいます。あくまで県が整備

する場合は、赤字の隻数を予測して整備というのは当然出来ないもので、黒字になるような規模を考えながら、今後詳細設計を進めて行きたいと思っている。(事務局)

(2) 芦屋港利用事業者ヒアリングの結果

○資料3に基づき事務局(芦屋町)より説明。

【質疑応答】

※意見なし

(3) 芦屋港活性化推進事業における課題の整理

○資料に基づき事務局(県土整備事務所)より説明

○説明後、委員長の要望により、芦屋港の現状の動画(映像)を投影し共通認識。

【活性化における課題に対する福岡県の説明(県土整備事務所・砂防港湾係長説明内容)】

○芦屋町として課題を整理しているが、この課題に対して、県の見解と合わせて伝えたい。

○砂事業者の活動、芦屋港の物流機能、維持管理に関して港湾管理者の県の見解を合わせて伝えたい。

①用途変更・砂事業者に関する事項

○芦屋港は、もともとご承知のように産業港として整備した施設であるので、港湾管理者の県としては、現在の利用事業者が今後も利用継続を強く希望している。そういう中においては、現段階、法的に使用を認めないという判断はなかなかできないと考えている。

②維持管理に関する事項

○物流機能に関連するが、芦屋港が産業港と整備あるいはこれまで維持管理されてきたことを鑑みると、例えば、物流機能を有しなくなったという時に、どこが維持管理者になるのか。というような、いろんな課題が出てくると考えており、そういったことを鑑みると、物流機能を一部でも残しておき、これまでどおり県が港湾管理者として引き続き管理をしていきたいと考えている。

③港湾管理者として必要なスペースの確保

○九州沖縄9県の災害時応援協定というのが結ばれている。この中で広域海上緊急輸送基地として芦屋港が位置づけられている。そのため、常時ではないが、そういった事象が発生したときは、一定の岸壁や野積み場を確保する必要があるという位置づけである。また、スペースの確保という観点では、定期的な浚渫、これは昨年度も行ったし過去の何度か行ったが、浚渫後の一時保管スペースも確保しなければ、適正な砂の処理ができないため、そのようなことも考えている。

これらのことから、芦屋町の意向は十分理解しているが、現状を少し考えると、当面は物流機能を保持し、県が引き続き港湾の維持管理に関わりながら、併せて芦屋港活性化にも引き続き協力していくこと。そして今後芦屋港の活性化が軌道にのり、完全レジャー港化への道筋がみえてきた段階で、その完全レジャー港化に関わる運営や、以後の維持管理等の協議を町と進めていくことがよいのではないかというものである。

【質疑応答】

[委員]

○「物流機能をなくした場合に、港湾管理者として県が管理できないと」あるが、この根拠を教えてください。

⇒根拠については、港湾整備するにあたっては補助金をいただいている国との相談を行っていない。県が管理している物流機能を有している港湾であり、その物流機能がある意味広域的に効果を発揮する事項と考えている。それが完全レジャー港化となり、その用途が少し限定されたときに、引き続き県が管理できうるものなのかというところを、将来、課題の整理が必要になるものという考えで今回示しており、今の段階で明文化されたものはない。関係するところと協議しながら適正な管理のあり方というのを定めていく必要があると考えている。(事務局)

[委員]

○3項にあること(災害時応援協定)が根拠となると考える。これを鑑みると引き続き県が管理することは可能と考えるので、引き続き対応をお願いしたい。

⇒クリアするハードルというのが色々ある。その中で最もふさわしいベストな案というのを県として探っていく。町と協力しレジャー港化、港の活性化というところに取り組んでいきたい。(事務局)

[委員]

○「県が今までどおり管理ができなくなる可能性が高い」という管理というのは、港湾の砂の浚渫も含まれという認識でよいのか。

⇒管理行為として砂の浚渫も含まれるというように認識している。自然の影響を受けるインフラであるので、砂の浚渫というのも港湾管理の一部と認識している。(事務局)

[委員]

○浚渫というのは、町に原因が起因するということではなく、もともと芦屋港湾というものを海岸に造って、そういった要因が発生しており、港湾を造ったことによって他の地域にも堆積や浸食といった問題が起きている。それを、完全レジャー港化することによって、町に管理してというのをおかしいと思う。2項目の管理という点は町としての考えもあり、こういった表現をされるというのはどうかとを感じる。完全レジャー港化というのをきちんと位置付けた中で、スピードアップしていった港湾の整備をやっていくという形をとっていくべきと思う。そういった中で、管理を町にやってもらいたいという表現はどうかと思う。この点を十分に考えていただきたい。(事務局)

⇒県としては、これまで広域的な観点で芦屋港を整備し管理してきた。維持管理にかかる部分では芦屋町だけの問題ではないということもわかまえている。そういった点も含め、県としては引き続き港湾を継続的に管理していきたいと考えている。(事務局)

[委員]

○産業港として整備・維持管理されてきたという点を見れば、レジャー港化をするということは、もともとの趣旨がかわり大変な問題があるというのは理解できるが、やはり港湾の活性化と町の活性化を図るということで、こういった話し合いもやっているということぜひ理解してもらいたい。

[委員]

○「県が今までどおり管理できなくなる可能性が高い。」という表現は不適切と思うが外せないのか。管理できなくなる可能性が高いというのは本当なのか。
⇒こういう表現を記載した理由は、維持管理できなくなるという明文化された法的な根拠などはない状態であるため。逆に、物流機能がなくなっても今後も維持管理できるというルールのようなものもない。例えば今浚渫しているのは、物流に関連して維持管理している面もある。物流が今後なくなったときに、浚渫は何のためにするのかとなると、レジャーのために浚渫するのかといったことがひとつの課題となると考えている。物流がなくなっても維持管理している事例がないかも探しているが、ない状態。物流をなくした時に維持管理できるのか否か明確な答えもできない状態であり時間がかかってしまう問題でもあるので、ここで共有すべきということを出させてもらっている。(事務局)

[委員]

○芦屋港としては、広域海上緊急輸送基地として位置づけられているということからしても、維持管理していく必要はあるのではないかと。それは、完全レジャー港化した時に、県は管理できない可能性が高いという表現が不適切だと思う。緊急対応ということも考えられて造られた港ではないのか。
⇒これも芦屋港の重要な役割のひとつではあると考えている。これが維持管理の大きな理由となるのかということも県内部で考えたが、協定というのは、これが理由で芦屋港があるという訳ではなく、県内の色々な港の立地条件などをみて、協定に位置づけられるというもので、完全レジャー港化になったときに、この緊急輸送基地をそのまま継続できるのかというのもひとつの協議の課題となってくると思う。レジャー港化になったときに、港にそういった船がつけられるかというようなことなど簡単に回答できないところになるかと考えている。(事務局)

[委員]

○第1回会議のときに、27年度の暫定案と将来案があったが、「将来案でいくのか」と確認したつもりである。今回の資料では、言葉が変わっただけで、2案あるという形になっている。県の考えでは2案でいくということか。
⇒管理者としてこういった課題もあるということをお伝えしたいということで、資料を作

った。どういう案でいくかというのは、最終的には、町事務局と今日の皆さんのご意見を踏まえて方向性は決めていただければいいかと。県としては、芦屋港の活性化にはできる限り協力していきたいというのは変わらないので、そういった点も踏まえて進めていただければ。(事務局)

[委員]

○私のとらえ方では、今芦屋町の考え方は1丁目1番地。この芦屋活性化が柱であるという考え方で取り組んでいると思っている。その中で、あるべき姿を先に求めていくべき。これが将来像。将来像を掲げた中で、いろんな課題があるが、年次計画をもって少しずつ解決していこうという流れを作っていくべきと考える。

⇒そこは事務局も同じ考え方であるので、あくまで完全レジャー港化というものを目指した構想を作っていかなければならない。ただし、すぐに砂事業者が撤退できるのかといった問題もあるので、段階的に、年次的に計画を作っていくのは必要と思っている。(事務局)

[委員]

○完全レジャー港化をまず目指していくという大前提にたって進めていくということでしょうか。

⇒そういう形で進めていきたいと思っている。(事務局)

[委員]

○27年度に暫定案と将来案の2つの絵ができたのは、暫定案を目指そうとした訳ではない。

あくまで目指すのは将来案。ただし、それにいく過程において、2事業者が事業を行っているとか、その他様々な問題がある中で、それを解決していくには相当な時間もかかるため、暫定案を出したもので、そもそも将来案を目指すというものであった。(委員)

⇒そのとおりで、将来案というしっかり目指すものがあつたうえで、物流事業者に配慮しないといけないという意見の中で、将来案1本では厳しい部分もあり、暫定的な共存しているものも議論していこうとなったと聞いている。完全レジャー港化を目指すということは、みなさん同じ意見だと思うが、やはりこういう課題が多いということを示した中で、将来案1本だけのゾーニングでいくのか、場合によっては少し共存するというのもひとつの視野に入れるのかというのも、今日ご意見をいただければという思いが県としてはある。(事務局)

[委員]

○芦屋港湾には漁港も入っているため、完全レジャー港化になったら県は手を引くということはおかしいと思う。芦屋港湾の管理者は県であるということから、いかなる形になっても、管理は県が責任を負う。その度合いはあるかもしれないが、その立場は明確に持ってもらいたいと思う。

⇒引き続き港湾管理者として港を管理していきたいと思っている。かつ完全レジャー港化の成功になるようにも協力していきたいとも思っている。ただ、まだ明文化されたもの

はないが、関係機関と協議していく中でいくつか超えるべきハードルがあるということ
を認識してもらいたい。県としても、芦屋港の活性化は芦屋町の活性化を目指すところ
でベクトルとしては同じところを目指しているという認識である。(事務局)

[委 員]

○具体的に物流機能とは何を指しているのか。

⇒現在取り扱っている砂。事業者が取り扱っている(砂の)量のことを物流機能とし、(砂
事業が)物流業として計画に上がっている。(芦屋港では)ほかに漁港の水揚げ量もある
ので、(漁港の水揚げ量は)計画の取り扱い量には上がっているが、物流という形で数量
的には計画上、上がってきていない形になる。(事務局)

[委 員]

○漁港としての機能は持っているのか。

⇒漁港としての機能は港湾の中で持っている。(事務局)

[委 員]

○それもひとつの物流ではないのか。

⇒物流機能として言われているのは、砂の上げ下ろしと考えてもらえばよい。(事務局)

[委 員]

○「景観形成」というのがあった。港湾を何とか活性化していこうと取り組んでいる時に、
プレジャーボートがあり、食べる場所もできるかもしれない。色んな人が来るように
なる。そのようなところに、併せて砂の船があるというのは、とても違和感がある。や
はりハードルは超えるべきところは超えないといけない。そうでないと何もならないと
思う。そのあたりはもう一度検討してもらいたいと思う。

⇒今の事業者に対して、使用の許可を与えているのは県であるので、今答えられるのは、
今の事業者さんが利用形態を継続していきたいというのに対して許可できないとは、な
かなか言えない立場である。その中でも、活性化がいかにできるかというのは、県とし
ての知恵を絞る、協力していくというのはしていこうというはある。少しでもお互い
がよいようになることを目指して県も目指していきたいし、引き続き港湾管理者として
港も管理して参りたいというところである。(事務局)

[委 員]

○港湾法でいうと、レジャー港化というか、用途を変更することになる。変更にも色々な
段階があるが、その時にどういう手続きを踏んで、用途変更ができるのかできないのか。
そういうのをもう少し、この委員会で説明された方がいいのではないかと。港湾法という
法律に基づいて、どういった手続きをしていかなければならないのか、その時にどうい
った課題があるのか。県が完全レジャー港化すると管理できなくなる可能性があるとか
言われているが、それ以前に、今の物流機能の港湾をレジャーのための港湾に一部でも
変更することが本当に可能なのかも含めて、その辺の課題をもう少し整理し、こ

の委員会に持ってきていただくと、みなさんの理解も深まると思う。
⇒その辺の課題については、こちらで整理し、説明させてもらいたい。(事務局)

[委員]

○完全レジャー港化という、「完全」の言葉はとった方がよいのではと思う。漁港を残すのであれば完全ではない。一部をレジャー港化する。一部は漁港として機能を有するといふのであれば、そこで物流機能も残るのではないかという話になってくるので、完全に県が管理できないという話にもならないと思う。

⇒完全という表現の仕方については内部で協議させていただきたい。(事務局)

【委員長によるまとめ】

- 委員または芦屋町の考え方としては、「完全」という表現に意見があったが、完全レジャー港化を将来的に目指していく。
- 完全レジャー港化にあたっては、砂事業者の課題、維持管理の課題（特に財源を伴う浚渫の問題）の2点に集約されていくのではないかということの共通理解。
- ただし、県としても、全く今までどおりの使い方に固執している訳ではなく完全レジャー港化について理解いただいているということの共通理解。
- 芦屋町の活性化のためには、喫緊の課題であるので、当然事業化をスピードアップし、やれるところからやっていくことが必要であり、完全レジャー港化にむけては、物流機能との共存も図りながら、段階的に進めていく流れを作っていく。

※委員の了承を得る。

(4) 導入機能の整理

○資料5について議論する予定であったが、前段の議論が長時間に及んだため次回に持ち越すこととし、簡単に資料の概要を説明した。

【資料の説明】

- 資料に従い、これまでどういうことをしてきて、今回の資料がどういう内容なのかという紹介だけ今回はさせていただきたい。
- 1枚めくっていただいて、導入機能の整理ということで、これはこれまでの議論の整理を一旦しております。最初に、第5回検討委員会での検討結果ということで、これは12月にグループディスカッションでグループに分かれて議論いただいた結果です。
- まずAグループについてはターゲットをファミリーとか地元の人というようにして、いろんな、こういう機能を導入したらいいという議論をした。同様に、次のページのグループBやグループCは、3つグループを分かれて検討したので、それぞれ少しずつ違うターゲットを設定し、どういう活動をして欲しくて、それに対してどういう機能を導入したらいいのかという事を、第5回の検討委員会の時に議論いただいた。

- それらを、6 ページ目に、SWOT（スウォット）分析という形で整理をしているが、これは第5回の時に、皆さんに出して頂いた意見と第4回で、SWOT分析を各グループの方々にしていただいたが、1つにまとめたものがこの6ページ目です。
- これは各グループの検討と、事務局の方の意見、コメントを加えているが、こういった形で芦屋港周辺地域の、強み弱み、機会脅威というものを、整理をしています。
- これらを踏まえて、導入機能を検討していくが、その次の7ページ目ですが、クロスSWOT分析というものをしています。クロスSWOTというのは、所謂SWOT分析というのは4つの項目に整理をするわけだが、それぞれ、例えば強みと機会を活かしたらどうなるか、強みを活かして脅威を克服するにはどうしたらいいのか、などSWOT分析で整理をした要素を掛け合わせることによって、どういう戦略をとったらいいのかということ考えたものです。
- こういった整理をし、次の8ページ目に、クロスSWOT分析の整理と第4回、第5回で委員の皆様にご議論頂いた、導入機能とかターゲットを踏まえて、方向性を整理し、ゾーニング案や導入機能というものを検討しているという流れになっています。
- 詳細は次回委員会の時に説明をしたいと思います。こういった資料構成になっており、お手元に今日配布をしておりますので、よろしければ、次回までにお目通しいただいて、色々とコメントをいただけたらと思います。